

＜国民健康保険 入院時食事療養費・生活療養費＞

入院したときの食事代等（１食あたり）※１

所得区分	食費（１食あたり）
現役並み所得者・一般	５１０円
住民税非課税または低所得者Ⅱ※２	２４０円
住民税非課税または低所得者Ⅱ※２ （９０日以上を超える入院があり、申請手続きをした方）※３	１９０円
低所得者Ⅰ※２	１１０円

※１ マイナ保険証をお持ちの方は、自動で所得区分による食費が適用されます（手続不要）

※２ マイナ保険証をお持ちでない方は、証の発行手続きが必要です

※３ マイナ保険証の有無にかかわらず、申請手続きが必要です

６５歳以上の人が療養病床に入院したときの食事代（１食あたり）及び居住費（１日あたり）

所得区分	食費（１食あたり）	居住費（１日あたり）
現役並み所得者・一般	５１０円	３７０円
住民税非課税または低所得者Ⅱ （証の提示をした方）	２４０円	
低所得者Ⅰ	１４０円	